



平成 29 年 11 月 9 日

各 位

上場会社名 株式会社熊谷組
代表者名 取締役社長 樋口 靖
(コード番号：1861、東証第一部)

**住友林業株式会社との資本業務提携に基づく第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分
並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、本日付で公表した「住友林業株式会社と株式会社熊谷組の業務・資本提携に関するお知らせ」によりご案内しましたとおり、住友林業株式会社（以下「住友林業」といいます。）との間で、資本業務提携（以下「本提携」といいます。）に関する契約を締結しております。これと併せて、平成 29 年 11 月 9 日開催の取締役会において、住友林業に対する第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分（以下併せて「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当増資に伴い、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動（以下「本異動」といいます。）が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本提携及び本第三者割当増資の目的

当社は、土木建築を核とした事業活動を通して、国内外において自然との調和のとれた人間活動の場を構築し、優れた総合力を発揮して社会に貢献する企業集団を目指してまいりました。一貫した高品質な顧客サービスと企業環境との調和を図り、社会に豊かさを提供する創造的な企業集団として、「安全・品質・環境 No. 1」を経営の基本に捉えて、お客様との実績と信頼を積み重ね、平成 30 年 1 月には創業 120 周年を迎えます。長きに亘り築き上げてきた優れた技術力を豊かな人間力で活かす「独自の現場力」を当社の強みとして、国内外で多くのお客様との信頼関係を構築してまいりました。また平成 22 年には建設業界で初めて「エコ・ファースト企業」に認定される等、環境保全活動にも積極的に取り組み、お客様に最高の“感動”をお届けする「建設サービス業」を目指す企業像として、「再生」から「成長」に向けての安定した収益力の確保へ向けた取り組みを行ってまいりました。

しかし、国内の住宅市場・建設市場は、中長期的な人口の減少に伴って縮小均衡が予想されます。当社及び住友林業は、このような経営環境の変化に対して、新たな市場の創出や付加価値の高い技術開発、海外での事業展開といった、持続的な成長に向けた取り組みが必要と考え、既存事業の領域を超

えた独自性のある新しいポジションの構築を目指し、協業体制の検討を進めてまいりました。

国内外で数多くの施工実績を持つ当社は、土木・建築の事業分野に加え、中長期的に重要な戦略として、バイオマス発電をはじめとした再生可能エネルギー事業や海外事業の強化を掲げております。一方、木材・建材事業及び木造注文住宅のトップブランドである住友林業は、国内における非住宅分野の強化に加え、不動産開発事業等のグローバル戦略を推進する上で、ゼネコン機能の必要性を認識しております。今回、両社の戦略の方向性が一致し、お互いに企業価値の最大化が実現できるパートナーであると判断したため、本提携に至りました。

世界有数の森林保有国・日本では、昔から人々の暮らしは「木」や「緑」と密接な関係にありました。昨今は「木」や「緑」に“ぬくもり”や“癒し”を求める声広がっているだけでなく、平成22年10月には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」も施行されています。木材の利用促進は国の政策として位置付けられ、住宅以外にも幅広く木造化・木質化のニーズが高まっています。

そこで、住友林業が強みとする自然素材である「木」や「緑」への深い知見と、当社が強みとする優れた土木・建築技術やノウハウを融合し、「木」や「緑」を活かした建築物や住宅の提供を通じて、豊かな社会の実現を図ります。両社は、森林資源に対する強い思いを共有しており、土木・建築分野への木材の有効活用をはじめとした林業の活性化、ひいては国土の保全、環境への貢献を目指します。自然環境との調和がとれた社会インフラを、ソフトとハードの両面から創り上げる取組みを進めてまいります。

また、両社は、各事業分野におけるシナジー創出モデルを積極的に展開し、パートナー関係の長期的な発展・強化と継続性のある協業を追求するため、それぞれが第三者割当増資を行い、お互いに株式を取得することでも合意しました。

今後は本提携のもと、両社は相互協力を加速・発展させ、お客様の期待に応えることを通じて持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

【業務提携に係る合意内容】

両社は下記の各事業領域において協働することに合意しており、今後、協力体制の構築を進めていきます。詳細につきましては、当社及び住友林業が本日公表しております「住友林業株式会社と株式会社熊谷組の業務・資本提携に関するお知らせ」をご参照ください。

- (1) 木化・緑化（もっか・りょくか）関連建設事業
- (2) 再生可能エネルギー事業
- (3) 海外事業
- (4) 周辺事業領域（ヘルスケア・開発商品販売他）
- (5) 共同研究開発（新工法・部材・ロボティクス他）

II. 第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分

1. 募集及び処分の概要

(1) 払込期日	平成 29 年 11 月 28 日
(2) 発行新株式数及び処分自己株式数	下記①及び②の合計による普通株式 9,361,200 株 ① 発行新株式数 普通株式 9,051,200 株 ② 処分自己株式数 普通株式 310,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 3,705 円 (以下、「本払込金額」といいます。)
(4) 調達資金の額	34,683,246,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (住友林業 9,361,200 株)
(6) その他	本第三者割当増資については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

前記「I. 本提携及び本第三者割当増資の目的」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	34,683,246,000 円
② 発行諸費用の概算額	110,000,000 円
③ 差引手取概算額	34,573,246,000 円

(注 1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注 2) 発行諸費用の概算額の内訳は登記関連費用等を予定しています。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、住友林業との業務提携に関連する設備投資を中心に平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間に主に下表の投資を計画しています。このうちの約 347 億円を本第三者割当増資により調達し、上記の差引手取概算額約 346 億円は、下表の設備投資等の一部へ充当します。なお、充当予定金額を超える当該設備投資に関する資金については、自己資金を充当し、支出までの資金管理につきましては、銀行預金で運用する予定です。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 再開発資金及び土地取得費用等	63 億円	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月
	15 億円	平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月
	193 億円	平成 32 年 4 月～平成 33 年 3 月
② 設計・デザイン・施工会社への M&A・アライアンス費用	5 億円	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月
	5 億円	平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月
	5 億円	平成 32 年 4 月～平成 33 年 3 月

具体的な用途	金額	支出予定時期
③ バイオマス発電事業を行う新設会社への出資金	6億円	平成30年4月～平成31年3月
	6億円	平成31年4月～平成32年3月
	6億円	平成32年4月～平成33年3月
④ 台湾を中心とする海外事業の工事・開発に関する資金	—	平成30年4月～平成31年3月
	14億円	平成31年4月～平成32年3月
	18億円	平成32年4月～平成33年3月
⑤ 連結子会社における設備投資資金	12億円	平成30年4月～平成31年3月
	24億円	平成31年4月～平成32年3月
	15億円	平成32年4月～平成33年3月
上記合計	約387億円	

① 再開発資金及び土地取得費用等

主要な資金用途として住友林業との業務提携における木化・緑化（もっか・りょくか）関連建設事業を絡めた都市再生の取組みに活用します。当社は木化・緑化関連建設事業のノウハウを活用し、一定規模以上の施設計画において緑化の誘導も検討されているエリアでの再開発に積極的に関与し、洗練された景観を活かしたまちづくりを進めてまいります。そのための再開発資金及び土地取得費用等に充当します。

② 設計・デザイン・施工会社へのM&A・アライアンス費用

住友林業との業務提携における木化・緑化関連建築事業では、「木」及び「緑」の活用を基本とした建築物や住宅の建築を行うため、各設計・デザイン・施工会社との連携を検討しており、そのためのM&A・アライアンス費用に充当します。

③ バイオマス発電事業を行う新設会社への出資金

住友林業との業務提携における再生可能エネルギー事業において、住友林業と連携して行うバイオマス発電事業では総事業費300億円程度の案件を組成していくことを計画しており、共同出資の新設会社に対する出資金として充当します。なお当事業では、住友林業が主に案件の組成や燃料の供給・発電所の運営を担い、当社が発電所等の関連施設の施工を行う予定です。

④ 台湾を中心とする海外事業の工事・開発に関する資金

住友林業との業務提携における海外事業において、これまで当社が注力している台湾を中心に、海外でのマンション開発等の資金へ充当します。分譲マンションや高所得層向けのヘルスケア施設への投資等を計画しています。

⑤ 連結子会社における設備投資資金

当社の連結子会社であり舗装工事、土木工事を中心に手掛ける株式会社ガイアートによるアスファルト合材製造プラント新設・更新に係る設備投資資金等に充当します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における調達資金の使途については、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであり、住友林業との業務提携に関連する設備投資等の一部に充当することで、当社の成長を促し、当社の中長期的な企業価値の向上及び当社の財務体質の強化につながり、ひいては既存株主の利益に資するものと考えており、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（平成29年11月8日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,705円といたしました。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成29年10月10日から平成29年11月8日まで）の終値の平均値である3,531円（円未満切捨）に対しては4.93%のプレミアム、同直前3ヶ月間（平成29年8月9日から平成29年11月8日まで）の終値（株式併合調整後）（注）の平均値である3,461円（円未満切捨）に対しては7.05%のプレミアム、同直前6ヶ月間（平成29年5月9日から平成29年11月8日まで）の終値（株式併合調整後）（注）の平均値である3,499円（円未満切捨）に対しては5.89%のプレミアムとなります。

本取締役会決議日の直前営業日の終値といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、発行価格として合理的であると考えたためです。

上記発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間、直前3ヶ月間（株式併合調整後）（注）及び直前6ヶ月間（株式併合調整後）（注）の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、当社は本第三者割当増資が特に有利な価格での発行に該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）にも準拠したものであります。さらに、本第三者割当増資に係る取締役会決議に出席した当社監査役4名全員（うち2名は社外監査役）が、上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しています。

また、本第三者割当増資は、当社の経営者から一定の独立性を有する者による必要性及び相当性に関する意見を得る必要があるため、当社は、当社の経営者から一定の独立性を有する社外取締役広西 光一氏、社外取締役湯本 壬喜枝氏、社外監査役垣見 隆氏及び社外監査役鮎川 眞昭氏の4氏（以下、「当社社外役員」といいます。）に対し、本第三者割当増資の発行条件における有利発行該当性について意見を諮問しました。

その結果、本第三者割当増資の発行条件については、発行価格を本第三者割当増資に係る本取締役会決議日の直前営業日（平成29年11月8日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,705円としていること、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠していること、さらに、当社の資金調達による目的を達成することと今回の資金調達により今後の当社の成長を加速化させるというメリットを超えて、既存株主の利益が害されているとはいえず、当社の置かれた状況に照らして、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を得ております。

（注）当社は、平成29年10月1日を効力発生日とし、普通株式について10株を1株とする割合で

株式併合を行っております。平成 29 年 9 月 26 日以前の当社普通株式の終値については、10 倍により株式併合調整を行っております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、住友林業に対して普通株式9,361,200株が割当てられ、これは平成29年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数37,754,460株（注）に対して24.79%（小数点以下第三位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）、総議決権数366,558 個に対して25.54%に相当し、既存株式に対して大規模な希薄化が生じるとともに、発行後において割当予定先である住友林業は、当社の発行済株式総数に対する保有割合が20.00%、当社の総議決権数に対する保有割合が20.34%となり、住友林業は当社のその他の関係会社となる見込みであります。

このように本第三者割当増資によって1株当たりの価値の希薄化が生じますが、本第三者割当増資は本提携の一環として行うものであり、本提携によって、相当程度の相乗効果が見込まれることや、調達資金を業務提携に関連する設備投資等の一部に充当することにより、成長性、収益性の向上が期待できることから、当社の企業価値の向上につながるものと考えており、また、財務基盤の安定にもつながります。したがって、本第三者割当増資に伴う1株当たり価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。また、後記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、住友林業は本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資により発行される株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

(注) 平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を実施しましたが、平成 29 年 9 月 30 日に当該株式併合を実施したと仮定して発行済株式総数を記載しています。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	住友林業株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 市川 晃	
(4) 事 業 内 容	木材建材事業、住宅事業、海外事業等	
(5) 資 本 金	27,672 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 23 年 2 月 20 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	177,410,239 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	(連結) 17,802 人 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	
(10) 主 要 取 引 先	—	
(11) 主 要 取 引 銀 行	—	
(12) 大株主及び持株比率 (平成 29 年 9 月 30 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.88%
	住友金属鉱山株式会社	5.70%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.39%

	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3.59%
	株式会社伊予銀行	3.30%
	住友商事株式会社	2.47%
	住友生命保険相互会社	2.38%
	株式会社百十四銀行	2.37%
	株式会社三井住友銀行	2.33%
	三井住友信託銀行株式会社	1.92%

(13) 当事会社間の関係

資本関係	当該事項はありません。
人的関係	当該事項はありません。
取引関係	当該事項はありません。
関連当事者への 該当状況	当該事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結純資産	260,782	265,257	295,344
連結総資産	665,538	710,318	793,617
1株当たり連結純資産(円)	1,387.39	1,374.47	1,552.04
連結売上高	997,256	1,040,524	1,113,364
連結営業利益	33,994	30,093	53,989
連結経常利益	36,424	30,507	57,841
親会社株主に帰属する 当期純利益	18,572	9,727	34,532
1株当たり連結当期純利益(円)	104.85	54.92	194.95
1株当たり配当金(円)	21.5	24.0	35.0

(注1) 平成29年9月30日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

(注3) 割当予定先である住友林業は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、住友林業が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出した平成29年7月3日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システムに関する事項において、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することを基本方針とする旨を確認することにより、住友林業及びその役員又は主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）でないこと並びに特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「I. 本提携及び本第三者割当増資の目的」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先より、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。また、割当予定先が東京証券取引所に提出した平成29年7月3日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の政策保有株式に対する考え方（原則1-4）において、「1. 当社は、取引先との長期的・安定的な取引関係の維持・強化及び関係強化による当社事業の拡大等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、取引先等の株式を取得及び保有する。2. 当社は、前項に基づき保有する株式（政策保有株式）に関し、定期的に、取締役会において、当社の企業価値向上に繋がるかを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性の確認を行う。3. 当社は、政策保有株式について、当社の企業価値向上の観点から総合的に判断し、適切に議決権を行使する。」とされていることを確認しております。

なお、当社は割当予定先より、割当後2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告する旨、また当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本株式の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先の四半期報告書（第78期第1四半期）に記載されている四半期連結財務諸表により、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成29年9月30日現在）		募 集 後	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9.19%	住友林業株式会社	20.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7.77%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7.42%
熊谷組取引先持株会	4.65%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3.08%	熊谷組取引先持株会	3.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.76%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.48%
株式会社三井住友銀行	1.57%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.42%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1.48%	株式会社三井住友銀行	1.26%

募集前（平成 29 年 9 月 30 日現在）		募 集 後	
（常任代理人香港上海銀行）			
HAYAT （常任代理人株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	1.45%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT （常任代理人香港上海銀行）	1.20%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.37%	HAYAT （常任代理人株式会社三菱東京 UFJ 銀行）	1.17%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口 2）	1.27%	野村信託銀行株式会社（投信口）	1.11%

（注 1）平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

（注 2）持株比率は発行済株式総数に対する比率を記載しております。また、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

（注 3）平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を実施いたしましたが、平成 29 年 9 月 30 日に当該株式併合を実施したと仮定し、発行済株式総数及び持株比率を算出しております。

（注 4）募集後の持株比率は、平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数を上記のとおり当該株式併合を実施したと仮定し計算した 37,754,460 株に、本第三者割当増資による新株式発行で増加する株式数 9,051,200 株を加算した 46,805,660 株を基準として算出しております。

（注 5）平成 28 年 11 月 8 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社、その共同保有者であるアセットマネジメント One 株式会社が平成 28 年 10 月 31 日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第 2 四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。また、平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合を実施した後の所有株式数を記載しています。

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 1 号	140	0.37%
アセットマネジメント One 株式 会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 2 号	1,920	5.09%

（注 6）平成 29 年 5 月 9 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村証券株式会社、その共同保有者である NOMURA INTERNATIONAL PLC 及び野村アセットマネジメント株式会社が平成 29 年 4 月 28 日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第 2 四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりです。また、平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合を実施した後の所有株式数を記載しています。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	45	0.12%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	56	0.15%
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	1,791	4.75%

(注7) 平成29年6月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、大和住銀投信投資顧問株式会社が平成29年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりです。また、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合を実施した後の所有株式数を記載しています。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
大和住銀投信投資顧問株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目2番1号	2,415	6.40%

(注8) 平成29年9月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社、その共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成29年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりです。また、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合を実施した後の所有株式数を記載しています。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	1,611	4.27%
三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	46	0.12%
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	787	2.09%

8. 今後の見通し

本提携及び本第三者割当増資が当社の平成30年3月期の連結業績に与える影響等につきましては軽微である見通しですが、相乗効果の創出及び両社の長期的なパートナー関係の発展・強化により、中長期的には企業価値の向上に資するものと考えております。今後、業績予想修正の必要性その他公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取のため、当社社外役員に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が当社社外役員から平成29年11月8日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

(第三者の意見の概要)

(ア) 意見

本第三者割当増資による資金調達につき、必要性及び相当性が認められる。

(イ) 意見の理由

① 本第三者割当増資の必要性についての意見

i. 本第三者割当増資の目的

本第三者割当増資の目的は、住友林業との資本業務提携を行うことである。本第三者割当増資及び住友林業との資本業務提携の結果、住友林業及び当社の長期的なパートナー関係の発展・強化を目指しつつも、両社の対等、かつ独立性を維持した継続性のある協業を追求するものである。

木材・建材事業及び木造注文住宅のトップブランドである住友林業は、国内における非住宅分野の強化に加え、不動産開発事業等のグローバル戦略を推進する上で、ゼネコン機能の必要性を認識している。他方で、国内外で数多くの施工実績を持つ当社は、土木・建築の事業分野に加え、中長期的に重要な戦略として、バイオマス発電をはじめとした再生可能エネルギー事業や海外事業の強化を掲げている。今回、両社の戦略の方向性が一致し、お互いに企業価値の最大化を目指している。木材の利用促進は国の政策として位置付けられ、住宅以外にも幅広く木造化・木質化のニーズが高まっている中、両社は、住友林業が強みとする自然素材である「木」や「緑」への深い知見と、当社が強みとする優れた土木・建築技術やノウハウを融合し、「木」や「緑」を活かした建築物や住宅の提供を通じて、豊かな社会の実現を図ることで企業価値の向上につなげるものである。また、両社は、森林資源に対する強い思いを共有しており、土木・建築分野への木材の有効活用をはじめとした林業の活性化、ひいては国土の保全、環境への貢献を目指すとともに、自然環境との調和がとれた社会インフラを、ソフトとハードの両面から創り上げる取組みを進めていくことで、継続的な収益確保のための取組みにつなげていくものである。

以上のとおり、両社は、業界内シェアの向上、新たな市場の創造、付加価値の高い技術力の開発、海外展開といった継続的な収益確保のための取組みが求められているところ、住友林業との資本業務提携により、当社としては、住友林業との関係強化から受注の伸びを期待できるものであり、資本業務提携による相乗効果を創出することによって、当社のさらなる成長への転換点としても意義の有することであると判断できる。

当社はさらなる成長のための投資を計画しており、その一部として住友林業との業務提

携に関連して平成30年度から平成32年度の3年間に約336億円の投資を計画している。本第三者割当増資による手取概算額約346億円の具体的な資金の使途は、住友林業との資本業務提携に関連する設備投資として、再開発資金及び土地取得費用等271億円、設計・デザイン・施工会社へのM&A・アライアンス費用15億円、バイオマス発電事業を行う新設会社への出資金18億円並びに台湾を中心とする海外事業の工事・開発に関する資金32億円、また、住友林業との資本業務提携に関連しない投資として、連結子会社における設備投資資金51億円、総額387億円の投資の一部への充当を予定している。これらのうち資本業務提携に係る投資336億円は、資本業務提携における相乗効果に大きく寄与するものと考えられ、資本業務提携に係る投資も含め累計投資額のための資金を手当する必要があることから、本第三者割当増資を行う必要性は高い。

以上のとおり、資本業務提携及び割当先である住友林業との協業における投資のために行う本第三者割当増資の必要性が合理的に認められるものと考えられる。

ii. 財務基盤強化の必要性

また、本第三者割当増資は、住友林業との資本業務提携及び同社との協業実施のための投資の目的だけでなく、当社の財務基盤のさらなる強化につながるものである。現在における事業環境としては、住宅ローン金利の歴史的低水準を背景に住宅着工は好調を維持しており、東北での震災復興工事、社会インフラの強靱化、老朽化対策に加え、平成32年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う関連投資等の堅調な需要が続いている。しかし、中長期的には、社会インフラ整備も質的に変化し、「新設」から「維持・更新」への傾向が顕著となり、これまでの建設投資の反動減と併せ建設市場は縮小するリスクがある。また、日本国内の人口の減少が見込まれており、国内住宅需要が停滞していく可能性や、建設技術者や技能者不足の進行、建設コストの増加といった潜在的なリスクがある。かかる将来予測を元にすれば、有利子負債を増やす資金調達手段を選択するよりも、財政基盤を健全化することが優先されるべきであると考えられる。本第三者割当増資により、有利子負債を増加させることを避けられ、平成30年3月期中にも自己資本比率を35%以上に引き上げることが可能となり、財務状態の健全化につながる。このため、財政基盤強化の必要性も合理的に認められるものと考えられる。

② 本第三者割当増資の相当性についての意見

i. 他の資金調達手法との比較

他の資金調達手法として、公募増資、株主割当増資、新株予約権の発行の手法等も考えられるが、これらの手法では、必要な金額を適切なタイミングで調達できるか不明であるし、住友林業との資本業務提携を実現することはできず、本第三者割当増資の目的を達成することができない。また、借入や社債による調達の手法も考えられるが、当社は、財務基盤強化の見地から増資の手法を選択しており、その見地は不合理ではない。住友林業との資本業務提携、同社との協業実施のための投資及び財務基盤強化の目的の全てを同時に達成するには、他の資金調達手法と比較しても、住友林業に対して第三者割当増資を行うことが直接的かつ簡潔な方法であると考えられる。このため、他の資金調達手法と比較して、本第三者割当増資は相当であると考えられる。

ii. 増資金額の妥当性(資金使途の合理性)

本第三者割当による増資金額は、住友林業との協業実施のための投資に必要な資金規模であり、中長期的にみて、今後の安定的な収益確保を行うための必要欠くべからざるものである。従い、本第三者割当増資による希薄化率は25.54%となるものの、必要性に応じた範囲での増資と認められると判断する。

iii. 発行価格の相当性

発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年11月8日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,705円としている。

本取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であるためであり、発行価格として合理的であると考えられる。

上記発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間、直前3ヶ月間(株式併合調整後)(注)及び直前6ヶ月間(株式併合調整後)(注)の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、本第三者割当増資が特に有利な価格での発行に該当しないものと判断できるものとする。かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)にも準拠したものとなっている。さらに、当社の資金調達による目的を達成することと今回の資金調達により今後の当社の成長を加速化させるというメリットを超えて、既存株主の利益が害されているとはいえず、当社の置かれた状況に照らして、特に有利な発行価格には該当しないと判断する。したがって、発行価格は相当であると判断する。

(注) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日とし、普通株式について10株を1株とする割合で株式併合を行っている。平成29年9月26日以前の当社普通株式の終値については、10倍により株式併合調整を行っている。

iv. 割当予定先の相当性

割当予定先の住友林業は、日本において木材・建材事業及び木造注文住宅のトップブランドであり、当社の近接した業界に属している。このため、割当予定先を同社とすることは、相乗効果を非常に期待できるものであり、当社にとって最適である。また、住友林業との資本業務提携を経て、同社と当社は、森林資源に対する強い思いを共有しており、土木・建築分野への木材の有効活用をはじめとした林業の活性化、ひいては国土の保全、環境への貢献を目指す。自然環境との調和がとれた社会インフラを、ソフトとハードの両面から創り上げる取組みを進めていく。具体的には、国内事業では(1)木化・緑化(もっか・りよくか)関連建設事業、(2)再生可能エネルギー事業、(3)海外事業、(4)周辺事業領域(ヘルスケア・開発商品販売他)及び(5)共同研究開発(新工法・部材・ロボティクス他)の各事業領域において協働することについて合意している。住友林業との資本業務提携は、同社との提携関係を一層強化することとなり、相乗効果を大いに期待できることから、同社は本第三者割当増資に関し、当社の企業価値を高め成長を確固としたものとしていく上で、最適の相手先と判断する。

v. 既存株主への影響

本第三者割当増資では、株式が25.54%の割合で希薄化すること自体は既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。しかしながら、住友林業との資本業務提携によって、相当程度の相乗効果が見込まれることや、調達資金を住友林業との協業実施のための投資に充当することにより、成長性、収益性の向上が期待でき、また、財務基盤の安定にもつながる。したがって、本第三者割当増資が当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与すると判断することは合理的であると考えられる。住友林業は本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、本第三者割当増資により発行される株式は、株式市場へ流通しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えられる。以上から、本第三者割当増資は、希薄化の影響を考慮しても、相当性を十分有すると判断する。

以上のとおり、当社社外役員からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成29年11月9日開催の取締役会において、当社社外役員の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結売上高	362,090百万円	343,647百万円	344,706百万円
連結営業利益	16,104百万円	24,540百万円	25,135百万円
連結経常利益	15,658百万円	25,772百万円	25,358百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	5,458百万円	12,092百万円	16,433百万円
1株当たり連結当期純利益	15.72円	32.35円	43.99円
1株当たり配当金	2円	4円	7円
1株当たり連結純資産	143.27円	173.76円	215.03円

(注) 1株当たり連結当期純利益、配当金、連結純資産の計算においては、発行済株式総数は本第三者割当前の37,754,460株としております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	37,754,460株(注)	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）平成 29 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を実施しましたが、平成 29 年 9 月 30 日に当該株式併合を実施したと仮定して発行済株式数を記載しています。

（3）最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
始 値	254 円	371 円	287 円
高 値	420 円	411 円	344 円
安 値	235 円	222 円	251 円
終 値	375 円	286 円	290 円

② 最近 6 ヶ月間の状況

	平成 29 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始 値	344 円 ※3,440 円	362 円 ※3,620 円	383 円 ※3,830 円	342 円 ※3,420 円	3,370 円	3,615 円
高 値	363 円 ※3,630 円	392 円 ※3,920 円	396 円 ※3,960 円	350 円 ※3,500 円	3,640 円	3,780 円
安 値	336 円 ※3,360 円	347 円 ※3,470 円	341 円 ※3,410 円	323 円 ※3,230 円	3,355 円	3,555 円
終 値	361 円 ※3,610 円	382 円 ※3,820 円	344 円 ※3,440 円	3,395 円	3,590 円	3,705 円

（注 1）平成 29 年 11 月については、平成 29 年 11 月 8 日までの状況です。

（注 2）当社は、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日とし、普通株式について 10 株を 1 株とする割合で株式併合を行っております。最近 6 ヶ月間の株価については、当該株式併合前の値を上段に記載し、ご参考として、下段の※印には併合比率にて調整した株価を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 11 月 8 日
始 値	3,620 円
高 値	3,780 円
安 値	3,610 円
終 値	3,705 円

（4）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

(1)	発行新株式数及び処分自己株式数	発行新株式数 処分自己株式数 合計株式数	普通株式 9,051,200 株 普通株式 310,000 株 普通株式 9,361,200 株
(2)	発行価額	1 株につき 3,705 円	
(3)	発行価額の総額	34,683,246,000 円	
(4)	資本組入額	1 株につき 1,852.5 円	
(5)	資本組入額の総額	16,767,348,000 円	
(6)	募集方法	第三者割当による方法	
(7)	申込期日	平成 29 年 11 月 27 日	
(8)	発行期日（払込期日）	平成 29 年 11 月 28 日	
(9)	割当予定先及び割当株式数	住友林業 9,361,200 株	
(10)	その他	本第三者割当増資の実行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とします。	

Ⅲ. 主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資により、割当予定先である住友林業は新たに当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる予定です。

2. 異動する株主の概要

新たに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる予定の住友林業の概要は、前記「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

	属性	議決権の数 (所有株式数) 議決権所有割合 (注1)(注2)			大株主順位 (注3)
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (平成29年9月30日現在)	—	0個 (0株) 0%	—	0個 (0株) 0%	—
異動後	主要株主 主要株主である筆頭株主 その他の関係会社	93,612個 (9,361,200株) 20.34%	—	93,612個 (9,361,200株) 20.34%	第1位

(注1) 異動後の議決権所有割合は、平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数(366,558個)に、本第三者割当増資による新株式発行及び自己株式処分により増加する議決権の数(93,612個)を加えた数である460,170個を分母として計算しております。

(注2) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

(注3) 「大株主順位」は、平成29年9月30日現在の株主名簿をもとに記載しております。

4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

5. 異動予定年月日

平成29年11月28日

6. 今後の見通し

本異動が当社の平成30年3月期の連結業績に与える影響等につきましては、軽微である見通しですが、

相乗効果の創出及び両社の長期的なパートナー関係の発展・強化により、中長期的には企業価値の向上に資するものと考えております。今後、業績予想修正の必要性その他公表すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。なお、当社は、住友林業より、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。

以 上